

「模擬飛行装置等認定要領及び模擬飛行装置等認定要領細則」の一部改正について

1. 制度の概要

模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）は航空機のコックピットを模した装置※であり、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）には、その操作を行った経験を「航空機乗組員の最近の飛行経験」とみなす旨や、機長等の認定の実地審査においてそれを使用することができる旨などが規定されている。

これらの規定における模擬飛行装置等については、施行規則第 238 条の 2 において「国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない」と定められており、模擬飛行装置等認定要領（平成 14 年 3 月 28 日付け国空航第 1285 号 国空機第 1308 号 国空乗第 91 号。以下「要領」という。）において、申請の手続き、認定検査（申請が基準に適合することを書類及び実地により検査すること。）やその要件及び定期検査・臨時検査の手続き等が定められている。

加えて、模擬飛行装置等認定要領細則（平成 14 年 4 月 23 日付 国空航第 1417 号、国空機第 1462 号、国空乗第 2098 号。以下「細則」という。）にこれらに附随する細目事項が規定されている。

※模擬飛行装置 (FFS ; Full Flight Simulator) とは、ビジュアル装置及びモーション装置を有する航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって、特定の型式の航空機の操縦室を模擬したものをいう。

飛行訓練装置 (FTD ; Flight Training Device) とは、模擬飛行装置以外の航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって航空機の操縦室又はその一部を模擬したものをいう。

2. 改正内容

模擬飛行装置等認定要領及び模擬飛行装置等認定要領細則について、以下の改正を行う。

(1) 品質管理システムの要件等の導入

- ・国際民間航空機関（以下「ICAO」という。）のガイダンス・マテリアルである Doc. 9625 において、模擬飛行装置等については品質管理規程に基づきその品質の維持を保証する仕組み（以下「品質管理システム」という。）及び当該模擬飛行装置等の認定保有者が満たすべき要件が規定されたことから、我が国においても品質管理システムを導入することとする。
- ・品質管理システムの要件として、認定所有者自らが認定要件への適合性を確保することを明らかにするため、模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理を行うことについて規定し、これに従うことを求めることとする。
- ・品質管理規程について、模擬飛行装置等の定期的な機能確認、不具合・改修等を記録し、管理する体制の構築、内部監査等を規定するものとし、模擬飛行装置等の認定の申

請の際に品質管理規程の提出を求めることとする。

- ・ 定期検査について、模擬飛行装置等ごとに国が毎年度実施しているところ、模擬飛行装置等の認定保有者により品質管理規程に基づき、適切な管理が行われていることを前提として、少なくとも3年度に1度実施するものとする。
- ・ 毎年度の定期検査と併せて実施していた模擬飛行装置等の継続的な保守状況の確認について、2年度ごとに模擬飛行装置等の所有者に対して品質監査を実施することで管理状況を確認するものとする。
- ・ 品質監査について、所有者が異なる場合であっても、維持管理責任者が同一であり、同じ品質管理規程が適用されている模擬飛行装置等については、同一グループとして取り扱うことにより、同一グループに対して同一の機会に品質監査を行うことが可能となるよう改める。

(2) 認定仕様書の発行

模擬飛行装置等の機能やその要件が高度化・多様化している一方で、現行の模擬飛行装置等の認定書には、認定された模擬飛行装置等に係る仕様の詳細が記載されておらず、使用や監査の際に不都合が生じている。これを解消するため、従来の認定書に加え、模擬飛行装置等の機能を詳細に記載した認定仕様書を交付することとする。

(3) 臨時検査に係る手続の合理化

臨時検査について、ICAO Doc. 9625 及び 2. (1) 及び (2) の改正を踏まえ、認定された模擬飛行装置等について、認定書又は認定仕様書の記載事項の変更のうち、認定要件への適合性を評価することが必要と認められる形態管理・維持管理の実施状況に変更があったとき、又は形態管理・維持管理が適切に実施されているかどうか確認が必要なとき等について、臨時検査を行うこととするよう改正を行う。

(4) 例外規定の新設

やむを得ない事由により、要領に規定する当該年度の定期検査を受検することができない場合の例外措置規定を新設する。

(5) 模擬飛行装置等を一時的に使用しない場合の休止する際の手続きの明確化

1. 制度の概要に記載のとおり、認定された模擬飛行装置等については、定期検査などの一定の対応が必要になる。これに関連し、認定保有者が自身の都合上、模擬飛行装置等を一時的に稼働させない場合に、こうした対応の休止を行う手続を明確化するための改正を行う。

(6) その他所要の改正

上記 (1) ~ (5) の他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

パブコメ開始：令和3年8月

公布及び施行：平成3年9月